

## アフリカ知的財産ニュースレター 2017年3月号(Vol.19)

### 模倣品、著作権、および、ドメインネーム

#### はじめに

本号では、模倣品、著作権、そしてドメインネームの分野におけるアフリカの興味深い問題および展開に注目する。また、手続的な性質のいくつかの事項にも言及する。

#### 模倣品

アフリカにおける模倣品については沢山の記事が書かれているが、そのほとんどは既存の法的救済を主眼としている。しかし、模倣品をめぐる実際的な問題も同じくらい重要である。そのような問題をいくつか以下に論じる。

##### 世界の統計

模倣品は、多くの人々が理解しているよりもはるかに大きな問題である。経済協力開発機構(OECD)および欧州知的財産庁(EUIPO)による2016年の報告は、模倣品の国際取引が価額にして5,000億ドル近くに達することを示している。これに対し、全世界で行われた貿易における輸入額は合計で17兆9,000億米ドル程度である。ということは、全世界で行われた輸出の2.5%を模倣品が占めていることになる。

##### アフリカの統計

アフリカについて言えば、先進国に見られる傾向とは異なり、模倣品の問題はハンドバッグ、衣類、香水などに限定されない。アフリカにおける模倣品の最も厄介な特徴のひとつは、アフリカ人がしばしば模倣薬を購入することと、そのような紛い物の薬の売上がしばしば路上で行われることである。世界保健機関(WHO)の見積もりによれば、アフリカの医薬品市場の30~60%を模倣品が占めており、毎年100,000人程度のアフリカ人が模倣薬のせいで命を落としている。

アフリカにおける模倣品は、医薬品以外にも数多くの「公衆の安全に関わる製品」に広がっている。粉ミルク、タバコ、医療機器、自動車の部品、タイヤ、航空機の部品、モーターオイル、コンドームなどの製品である。

##### アフリカは模倣業者にとって何故それほど魅力的なのか？

アフリカを模倣業者にとって非常に魅力的な市場にしているファクターとしては、人口の多さ、貧困、さらには急速に成長した中流階級が存在するという事実が挙げられる。その他にも、国境管理の甘さ、汚職、行政面および法律面の体制の弱さ等のファクターがある。

時として見逃されてしまうファクターとして、いまだに多くの小売活動が非公式市場で行われているという事実がある。サブサハラ・アフリカの多くの地域では、小売販売全体の90%を零細な非公式商業者が占めているという見積もりがある。統制され、規制された環境よりも、非公式な環境の方が、模倣品の取引が活発化しやすいと思われる。

## 模倣品がもたらす影響

模倣品がもたらす影響は、ブランドが被る損害や公衆安全上の損害に止まらない。模倣品の影響として、一国の経済成長が妨げられることもある。潜在的な投資家は、自社の製品があちこちで複製されることが予想される上、知財法が不十分だと思われる場所では営業したがないからである。また別の影響として、模倣品によって税収に巨額な損失が生じることもある。東アフリカ地域だけでも、模倣品のせいで毎年5億米ドルほどの税収が失われていると算定されている。

## 模倣品はどこから来るのか？

アフリカで販売されている模倣品のほとんどはアジアからやって来る。最大の供給元は中国であるが、バングラデシュ、ミャンマー、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、ベトナム、シンガポール、台湾、タイといった国々からも模倣品は渡来する。アフリカ大陸の中で模倣品が製造されている場合すらある。コートジボワール、ケニア、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニアおよびザンビアでは、模倣品が製造されている。

## 模倣品はどこからアフリカに入り込むのか？

多くの模倣品は東アフリカからアフリカ大陸に入ってくる。多い侵入ポイントのひとつはタンザニアである。商品は同国の多くの港を通じて侵入するだけでなく、陸路を通じて入り込むこともある。タンザニアはケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ザンビア、マラウイおよびモザンビークと国境を接しているため、模倣品がタンザニアから陸路で出国することも容易である。

もうひとつはケニアである。到着した輸入品は、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ又はタンザニアを目的地とする中継貨物としてリストに記載されていることが多いが、実際にはケニア国内の目的地に転送される。模倣品であることをより露見しにくくするために、ブランド表示のない製品とラベルが別々に輸入されることもしばしばある。

とはいえ、模倣品はほとんどあらゆる地点からアフリカ大陸に入り込むことができるし、南アフリカの港町ダーバン経由で入り込むものも多い。

## 権利行使に関して

アルジェリア、ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、セネガル、南アフリカ、スーダン、タンザニア、チュニジア、ザンビア、ジンバブエなど、アフリカの多くの国では、模倣品取引に対する有効な法的救済が存在している。一部の国には「税関監視」システム、すなわち商標を税関に登録することを要件とする監視請求システムがある。このシステムを採用している国はアルジェリア、コートジボワール、エジプト、ケニア、モーリシャス、モロッコ、南アフリカ、スーダンおよびチュニジアであり、ガーナは非公式の税関監視サービスを提供している。

アフリカ諸国の政府が模倣品の問題を意識していることは確かであり、特にケニアは、2008年に模倣取締法を採択し模倣取締局(ACA)を設置した時点で、模倣問題に非常に効果的に対処している。一部の国で新たに導入された知財法には具体的かつ詳細な模倣取締の規定が含まれている。そのような国の例としては、最近知財新法を採択したリベリアやモーリシャスが挙げられる。

## 著作権

最近、南アフリカにおいて、著作権に関する非常に興味深い判決が示された。この判決はいくつかの尋常ならざる問題を扱っており、その中には、著作権と言論の自由に対する権利や、著作権者の権利を制限する「利用制限の例外(exploitation exception)」の概念が含まれている。

南アフリカにおいては憲法上の権利が非常に重視されており、知財侵害訴訟の被告が知財侵害の主張に対する抗弁として憲法上の権利を主張することが次第に常套手段となってきた。この抗弁の

最も有名な例はおよそ 12 年前に起こった訴訟で、この訴訟では有名ブランドを揶揄又は嘲笑する T シャツの製造者が商標権侵害の主張に対する抗弁として言論の自由を持ち出し、成功をおさめた。

*South African Broadcasting Corporation (SABC) v Via Vollenhoven and Appollis Independent CC* の訴訟では、原告である南アフリカの国営放送局がずっと前に起こった政府の汚職行為に関するドキュメンタリーの制作を小規模な映画会社に委託していた。映画会社はドキュメンタリーを制作し、放送局は合意された制作料を支払った。南アフリカ著作権法の文言に従い、その時点で放送局が当該映像作品の著作権者となった。

判決では完全には明瞭にされていない理由により、放送局はこのドキュメンタリーを放映しないことに決定した。映画会社側はこれに不満を抱き、著作権買い戻しの可能性に関する話し合いが何度か行われたが、それらの話し合いからは成果が得られなかった。映画会社は当該作品の複製 1 部を保管していたため、プライベート上映の形で少数の観客向けに問題の映画を上映することを決定した。そこで放送局側は著作権侵害で提訴した。

### 言論の自由という抗弁

被告が主張した抗弁のひとつが、南アフリカ憲法は言論の自由を保護しているというものであった。被告の映画会社によれば、この権利は著作権法の規定により著作権者に与えられる権利に対する例外規定と見なされるべきである。しかし、裁判官はこの主張に納得しなかった。著作権により保護される著作物とその題材となったストーリーとの間には区別が存在する、と裁判官は述べている。映画会社は確かに、別の作品の中で問題の汚職をめぐるストーリーを表現する権利を持っている。しかし、すでに制作された映画を使用することは映画会社にはできない。その映画の著作権は放送局に属するからである。つまり、映画会社の言論の自由が無視されたわけではない。

裁判官は以上に続けて、憲法は明示的に財産権を保護しており、その財産権には知的財産権が含まれると述べている。著作権法は財産権と言論の自由とを均衡させていると判事は考えたのである。

### 利用制限の例外

被告が主張したさらに興味深い抗弁は、著作権法をめぐる哲学的問題を提起するものであった。放送局が問題の著作物を自身で利用する意思がないことは明白であると映画会社側は主張し、裁判官もこの主張の妥当性を認めた。そこで被告はさらに続けて、著作物を自ら利用する意思のない著作権者は他の者に対して自己の著作権を行使しえないと主張したのである。

映画会社の主張は、いわゆる「*利用制限の例外*」が著作権法に含まれていると解釈すべきだということである。著作権を行使しようとする者は、著作物を自ら利用する意思があることを立証しなければならないというのである。この主張は、著作権法の目的は単に著作者の権利を保護するだけでなく「*芸術、思想および情報の自由な普及*」を促進することであるという考え方に基づいている。この主張の中で「*公正理論 (fairness theory)*」と並んで何度か言及されているのが、「*浪費の禁止又は無害性 (no waste or harm)*」— 著作権者が著作物を利用しないことは知的財産権の浪費であり、第三者の無許可使用による損害は全く発生しないという理論 — である。

しかし裁判官は、そのような理論は南アフリカ法にはないと判示した。判事は米国法を検討した上で、南アフリカの著作権法は英米法モデルを踏襲しているが、それらのモデルでは「*商業的な権利が最も優勢*」であり、著作権者は「*未公開の著作物に対してほとんど絶対的な支配権*」を有していると述べている。そういう次第でこの抗弁も成功せず、差止め命令の発行が認められた。

### ドメインネーム

新しいトップレベル・ドメインネーム「ドットアフリカ (.africa)」がまもなく使えるようになる。Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) の発表によれば、南アフリカを拠点とする ZA Central Registry がこの新規のトップレベル・ドメインネームの管理を担当する予定だという。この管理団体はすでに南アフリカ専用のトップレベル・ドメインネーム (co.za、.durban、.capetown など) の管理を行っている。

企業が「.africa」で終わるドメインネームを登録することがすぐに可能になるだろう。これにより、アフリカで営業する企業には興味深いマーケティング機会が提供される。登録を取得する方が、ドメイン名占拠者の登録の取り消しを訴えるよりもはるかに容易なのが常であるため、一刻も早く登録を済ませることが重要である。

ドメインネーム「.africa」の登録には以下の3つの段階が設けられる予定である。日付はまだ確定していないが、それぞれの段階は以下のようなものである。

**サンライズ段階(Sunrise phase)**:この段階は2017年4月4日から開始され、登録商標権者がそれぞれの名称について「.africa」の登録を得ることが可能になる。

**ランドラッシュ段階(Landrush phase)**:日付はまだ発表されていないが、この期間には割増料金と引き替えにプレミアムドメインネーム(一般的な文言など)の登録が可能になる。

**一般利用段階(General availability phase)**:この段階は、おそらく2017年7月4日から開始されることになるであろう。

ドメインネーム「.africa」に関心のある企業は、迅速に行動を起こすべきである。

## アルジェリア

理由は不明であるが、アルジェリア商標局の審判部(Appeal Committee)が一時業務を停止した。この状況によって商標出願に関して深刻な遅延が生じている。しかし、現在では審判部は再び業務を開始しており、常態に復するものと思われる。

## ブルンジ

現行の知財法である「ブルンジ産業財産法(Burundi Industrial Property Law)」は2009年7月28日に発効した。この法律は、同法の発効後に取得されたすべての商標登録の有効期間を10年と定めている。この期間は無制限の更新が可能である。

2009年7月28日に先立つ商標登録の期間は無期限とされている。当初、これはそれらの登録が無期限に有効だという意味に解されていたが、先日、旧登録は2019年7月28日から10年間の更新が可能になるという発表があった。その時点で、2009年7月28日より前にブルンジで登録された商標が有効に存続するためには必ず2019年7月29日より前に登録を更新しなければならないということが確認されたのである。ブルンジの商標登録権者は、自らのポートフォリオを確認すべきである。

## エジプト

エジプト特許庁は、知財に関する公定料金を大幅に(50%から250%の間で)値上げする意向を明らかにした。値上げの日付は追って発表される予定である。エジプトでの出願を検討している企業は、可能であれば値上げ前に出願を行うべきである。

## 結論

アフリカの知財世界は取組が難しい部分があるかもしれないが、それと同時に刺激と活気に満ちていることも多い。我々の見るところ、現時点では明るい兆候の方が否定的な兆候を決定的に上回っている。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 19 (2017年3月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。